

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

令和 8 年 8 月 26 日

千葉県知事 熊谷俊人様

(設置者)
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲
住所 石川県白山市松本町 2512 番地

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：トップマ^{つだ}ート 津^{ぬまてん}田 沼店（旧名称：ホームセンタータカヨシ^{まえはらてん} 前原店）
所在地：千葉県船橋市前原東二丁目 129 番地 1 外

- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,320 m²
(変更後) 1,206 m²

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分	—

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 45 分	—

- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前 8 時 30 分～午後 8 時 30 分	—
駐車場②		—

(変更後)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分	—
駐車場②		—

- 3 変更する年月日
(1) 令和 9 年 4 月 27 日
(2) 令和 8 年 9 月 2 日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名(名称) : 株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲
住 所 : 石川県白山市松本町 2512 番地

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後) : 駐車場①	6 台
別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後) : 駐車場②	91 台
合計	97 台

※総収容台数 : 117 台

②駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後) : 駐輪場	11 台
合計	11 台

③荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後) : 荷さばき施設①	27.0 m ²
別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後) : 荷さばき施設②	22.1 m ²
合計	49 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後) : 廃棄物保管施設	6.09 m ³
合計	6 m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場①	3 か所	別添 図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)
駐車場②	2 か所	
合計	5 か所	—

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分	—
荷さばき施設②		—

別紙（小売業者一覧表）

番号		氏名（名称）	法人の場合 代表者の役職名 及び氏名	住所（所在地）	主として 販売する 物品の種類	店舗面積 （㎡）	開店時刻		閉店時刻		特記事項
店 No.	業者 No.						変更前	変更後	変更前	変更後	
1	1	株式会社 クスリのアオキ	代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町 2512 番地	医薬品、 日用品、食品	1,206	午前 9 時 00 分	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分	午後 9 時 45 分	—
小売業者数合計		1 者			面積合計	1,206					

添付書類

- 1 法人にあってはその登記事項証明書 <規則第4条第1項第1号>
別添のとおり
- 2 主として販売する物品の種類 <規則第4条第1項第2号>
別紙（小売業者一覧表）のとおり
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
<規則第4条第1項第3号>
 - * 建物配置図 図面 4-2 建物配置図及び1階平面図（変更後）
 - * 各階平面図 図面 4-2 建物配置図及び1階平面図（変更後）

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

①敷地の面積 店舗敷地：2,931.78 m² 隔地駐車場敷地：2,403 m²

②法令に基づく用途等

都市計画区域	市街化区域
用途地域	計画店舗敷地、駐車場②敷地：第一種中高層住居専用地域

(2) 立地環境

①計画地周辺の概要

当該店舗は京成電鉄松戸線 前原駅から南東側約310mの距離に位置しています。

当該店舗の北側は住居、事務所が隣接しています。

東側は道路を挟んで隔地駐車場、畑が立地しています。

南側は住居、更地が隣接しています。

西側は道路を挟んで住居が立地しています。

②隣接地の用途地域及び用途の現況

(店舗敷地)

方角	用途地域	用途現況
北側	第一種中高層住居専用地域	戸建住居、事務所が隣接
東側		道路を挟んで隔地駐車場が立地
南側		戸建住居、更地が隣接
西側		道路を挟んで戸建住居が立地

(駐車場②敷地)

方角	用途地域	用途現況
北側	第一種中高層住居専用地域	公園が隣接
東側		戸建住居が隣接
南側		畑が隣接
西側		道路を挟んで当該店舗が立地

(3) 店舗建物の構造及び面積等

①建物の構造

鉄骨造・1階建て

②建物面積の内訳 <法第5条第1項第4号>

ア 建築面積：1,505.73 m²

イ 延床面積：1,486.83 m²

ウ 各階の店舗等の面積及び延床面積等

(単位：㎡)

区分	店舗面積	利用者層が異なる 併設施設 a	利用者層が同一の 併設施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
		—			
1 階	1, 205. 96	—	—	280. 87	1, 486. 83
合計	1, 205. 96	—	—	280. 87	1, 486. 83

③利用者層が同一の併設施設（併設施設 b）の内訳
該当なし

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
＜規則第 4 条第 1 項第 4 号＞

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等		各項目算出のための計算式等
行政人口	652, 033 人	令和 8 年 2 月 住民基本台帳人口
地区の区分	その他地区	用途地域：第一種中高層住居専用地域
S：店舗面積	1. 206 千㎡	—
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	1, 351. 76 人／千㎡	人口 40 万人以上&その他地区の値 ＝1, 400-40×S (S<10 の場合の式)
B：ピーク率	14. 4%	指針の基準値
L：駅からの距離	310m	駅名：京成電鉄松戸線 前原駅
C：自動車分担率	65%	人口 40 万人～100 万人&その他地区の場合の値 ＝駅からの距離に関わらず 65
D：平均乗車人員	2. 0 人／台数	店舗面積 10, 000 ㎡未満の場合の値 ＝2. 0 (固定値)
E：平均駐車時間係数	0. 611	店舗面積 10, 000 ㎡未満の場合の値 ＝ (30+5. 5×S) ÷ 60
小売店舗の必要台数	47 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出台数	97 台	—

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

①附置義務の有無 無

②条例等名称：都市計画法第 8 条第 1 項 駐車場整備地区の対象区域外

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

該当なし

(4) 営業時間の時間の延長による必要駐車台数への影響予測

今回の届出に伴い営業時間を延長しますが、指針における必要台数以上の収容台数を確保しております。(必要台数：47 台、届出台数：97 台)

下記類似店の駐車場利用実態から営業時間の延長時間帯に來客のピークは来ないと考えられるため、当該時間帯においても駐車場は充足すると考えます。

【参考】 クスリのアオキ南増尾店（店舗面積：1,281 m²） 駐車場利用実態調査結果
調査日：令和7年5月11日（日）

時間	在庫台数（台）
8時～9時	5
9時～10時	12
10時～11時	41
11時～12時	30
12時～13時	34
13時～14時	33
14時～15時	35
15時～16時	38
16時～17時	41
17時～18時	47
18時～19時	29
19時～20時	20
20時～21時	15
21時～22時	11

（5）併設施設利用者のための駐車場の必要台数について
該当なし

（6）届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場①		駐車場種類	建物外平面駐車場（自走式）
来客が駐車する可能性のある 駐車区画	駐車区画の数	普通車用	5 台
		軽自動車用	—
		身障者用	1 台
		高齢者用	—
		総収容台数（内訳）	6 台（内訳：届出台数 6 台）
	駐車区画の大きさ	普通車用	5.10 m×2.605m=13.286 m ² （5 台）
		軽自動車用	—
		身障者用	5.10 m×3.49 m=17.799 m ² （1 台）
		高齢者用	—
	面積 （駐車区画の大きさ×総収容台数）		84.229 m ²
利用可能な出入口		合計 3 か所（出入口①、②、③）	
駐車料金の徴収の有無		無	
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用	
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）		敷地内	
来客用利用可能時間帯 （来客以外も含めた利用可能時間帯）		午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分 （一）	

駐車場②		駐車場種類	建物外平面駐車場（自走式）
来客が駐車する可能性のある 駐車区画	駐車区画の数	普通車用	59 台
		軽自動車用	57 台
		身障者用	—
		高齢者用	—
		総収容台数（内訳）	111 台 （内訳：届出台数 91 台、従業員用 20 台）
	駐車区画の大きさ	普通車用	4.965m×2.505m=12.437 m ² （54 台）
		軽自動車用	4.12 m×2.505m=10.321 m ² （28 台） 4.30 m×2.505m=10.772 m ² （29 台）
		身障者用	—
		高齢者用	—
	面積 （駐車区画の大きさ×総収容台数）		1,272.974 m ²
利用可能な出入口		合計 2 か所（出入口④、⑤）	
駐車料金の徴収の有無		無	
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用	
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）		隔地（借地）	
来客用利用可能時間帯 （来客以外も含めた利用可能時間帯）		午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分 （—）	

（7）その他の駐車場

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	有	共用	20 台
業務用駐車場	無	—	—
合計			20 台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項＜規則第4条第1項第5号＞

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路 No. 下段：道路名（通称）		道路 No. 1 市道 00-029 号線	道路 No. 2 市道 43-091 号線
店舗からの方角		西側	東側
店舗駐車場の出入口 （有の場合、出入口 No.）		有（出入口①）	有（出入口②、③、④、⑤）
搬出入車両が使う出入口 （有の場合、出入口 No.）		有 （荷さばき車両専用入口、 荷さばき車両兼用出口）	有 （荷さばき車両専用出入口）
幅員	車道	5.11m	2.0m
	車線数	片側 1 車線	片側交互 1 車線
	歩道	店舗側	無
		反対側	無
	路肩・中央分離帯他	無	無
	合計	6.3m	2.0m
交通規制		駐車禁止、40 k m 速度規制	無
安全施設		無	無
信号交差点の数 （右折帯設置の交差点の数）		無	無
横断歩道等の有無		無	無
通学路の有無	店舗側	無	無
	反対側	無	無
バス路線の有無		有	無
バス停の有無		無	無
拡幅予定など		無	無

(2) 駐車場の入庫処理能力

自走式で発券ブース等のない駐車場です。

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口 No.	駐車待ち スペースの 有無	実際に 用意する 駐車待ち スペース	発券 ブースの 有無	必要駐車待ちスペース		スペース 「無」の場合 その理由・ 対策
				長さ	算出根拠	
別添配置図： 駐車場 出入口①	無	—	無	-44.718m	(1.76 台/分 ×1.6-7.5 台) ×6m	繁忙時は適宜 誘導員を配置 し、円滑な車 両誘導を実施 します。
別添配置図： 駐車場 出入口②	無	—	無	-44.718m	(1.76 台/分 ×1.6-7.5 台) ×6m	
別添配置図： 駐車場 出入口③	無	—	無	-44.718m	(1.76 台/分 ×1.6-7.5 台) ×6m	
別添配置図： 駐車場 出入口④	無	—	無	-44.718m	(1.76 台/分 ×1.6-7.5 台) ×6m	
別添配置図： 駐車場 出入口⑤	無	—	無	-44.718m	(1.76 台/分 ×1.6-7.5 台) ×6m	

※1 つの出入口にピーク時来台数（76 台）全台数が集中すると仮定した安全側で検証。

(4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

今回の届出により営業時間及び駐車場利用時間を変更しますが、駐車場出入口が通学路に面していないこと、延長する時間帯に來客ピークが生じないこと、その他周辺交通に影響を与える変更内容がないことから、交通量調査は不要と考えます。

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測＜規則第4条第1項第5号＞

上記（4）で記載のとおり周辺交通に影響を与える変更内容がないことから記載を省略いたします。

7 來客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法＜規則第4条第1項第6号＞

(1) 來客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面		図面 6 來退店経路図
商圈設定の考え方		店舗規模から半径 1 km 以内を想定しています。
経路設定の考え方・配慮		今回の届出に伴う経路設定の変更はありません。市道 00-029 号線に面する出入口①での來退店を案内しています。
入 出 庫 の 説 明	出入口①	(來店) 北方面から左折入庫 (退店) 南方面へ左折出庫
	出入口②	(來店) 出入口②への來店は案内せず、駐車場との往來に利用 (退店) 出入口②への退店は案内せず、駐車場との往來に利用
	出入口③	(來店) 出入口②を右折後、右折入庫 (退店) 左折出庫後、出入口②で左折
	出入口④	(來店) 出入口②を右折後、左折入庫 (退店) 右折出庫後、出入口②で左折
	出入口⑤	(來店) 出入口②を右折後、左折入庫 (退店) 右折出庫後、出入口②で左折

(2) 來客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項目		具体的な内容
案内表示の設置（敷地内、周辺）		駐車場出入口に案内看板を設置しています。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知		経路設定は変更しないため、チラシの配布やホームページへの掲載は行いません。
交通整理員の配置		繁忙時は駐車場出入口に交通整理員の配置を適宜検討します。
周辺道路に通学路「有」の場合の安全策	來客車両に係る安全策	店舗前面道路に通学路はありません。
	荷さばき車両に係る安全策	搬出入車両の安全運転を周知します。
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等		①右折入出庫「有」とした理由 出入口②③は出入口④⑤と往來があるため。 ②右折入出庫の安全策 繁忙時は駐車場出入口に適宜交通整理員の配置を適宜検討します。
その他交通への支障を回避するための方策		駐車場出入口は見通しの良い配置とします。

8 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の収容台数

*届出収容台数：11 台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S：店舗面積	1,206 m ²
必要駐輪台数算出式	S：1,206 m ² ／35 m ²
必要駐輪台数	34 台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 無
 ②条例等名称： —
 ③附置義務に基づく必要駐輪台数： —
 ④附置義務に基づく必要駐輪台数の算出： —

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

【参考】類似既存店 駐輪場利用実態調査

	クスリのアオキ 南増尾店	クスリのアオキ 上分店	クスリのアオキ 喜光地店
店舗面積	1,281 m ²	1,847 m ²	1,788 m ²
調査日	令和7年5月11日(日)	令和6年11月23日(土)	令和6年7月22日(月)
時間	在庫台数		
9時～10時	7台	1台	4台
10時～11時	8台	4台	9台
11時～12時	5台	6台	6台
12時～13時	7台	5台	4台
13時～14時	6台	5台	3台
14時～15時	4台	2台	2台
15時～16時	3台	4台	1台
16時～17時	4台	2台	4台
17時～18時	4台	3台	12台
18時～19時	5台	2台	8台
19時～20時	5台	2台	6台
20時～21時	5台	1台	3台

上記3店舗のうち、最多のピーク時在庫台数はクスリのアオキ喜光地店で12台でした。当該店舗と計画店舗を店舗面積で比較し、計画店舗における必要台数を算出します。

店舗面積比：1,206 m²（計画店舗）÷1,788 m²（比較店舗）＝0.674

必要台数：12台×0.674＝8.088
 ≒8台

届出台数（11台）は指針の必要台数（34台）を下回りますが類似既存店の利用実態と比較し、必要台数は8台であるため、現状の台数（11台）で充足すると考えます。万が一、リニューアル後に駐輪台数が不足する場合は新たに駐輪場の確保を検討いたします。

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場 構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ／1台		料金徴収の 有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
駐輪場	平面式	11台	—	11台	15.6 m ² (外寸)	2.0m×0.6m (1台当り内寸)	—	無
合計	—	11台	—	11台	15.6 m ²	—	—	無

(6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		配置場所：従業員等が適宜巡回して整理します。 配置時間：営業時間内 人数：1名
管理体制	営業時間内	従業員が巡回し、必要に応じて整理及び枠内への駐輪を呼びかけます。
	営業時間外、深夜等	営業時間外は出入口を閉鎖します。

(7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場付近に案内看板を設置します。

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設 No.	届出面積	想定する車両 (想定する車両の 大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積に 含むか
荷さばき施設①	27 m ²	4t 車	1 台	無	—
荷さばき施設②	22.1 m ²	2t 車	1 台	無	—
合計	49 m ²	—	—	—	—

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設 No.	搬出入車両の出入口の数 (専用・兼用の別)	出入口 No.
荷さばき施設①	専用 1 か所、兼用 1 か所	荷さばき車両専用入口、 出入口① (荷さばき車両兼用出入口①)、
荷さばき施設②	兼用 2 か所、専用 1 か所	出入口① (荷さばき車両兼用出入口①)、 出入口② (荷さばき車両兼用出入口②)、 荷さばき車両専用出入口

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設②	

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき 施設 No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設①	荷さばき車両入出庫時は歩行者安全確保に努めます。	荷さばき車両ドライバーには徐行運転を指導いたします。
荷さばき施設②		

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
 <規則第4条第1項第7号>

【荷さばき施設①】

時間帯	搬出入車両		廃棄物車両 …c	総合計 a+b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	搬出入車両 (4t)	計…a			
6時～7時	1台	1台	1台	2台	30分
7時～8時					
8時～9時					
9時～10時	1台	1台	1台	2台	30分
10時～11時	1台	1台		1台	20分
11時～12時					
12時～13時					
13時～14時					
14時～15時					
15時～16時					
16時～17時					
17時～18時					
18時～19時	1台	1台	1台	2台	30分
19時～20時					
20時～21時					
21時～22時					
合計	4台	4台	3台	7台	
1台当たりの 平均的 処理時間	20分		10分		
【必要な荷さばき施設の確保の状況】 ・同時作業可能台数：1台…A ・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×A）…B ・ピーク時処理時間：6時～7時、9～10時、18～19時 延べ30分…C B（1時間当たり処理可能時間）＞C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画です。					

【荷さばき施設②】

時間帯	搬出入車両		廃棄物車両 …c	総合計 a+b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	搬出入車両 (2t)	計…a			
6時～7時	1台	1台		1台	20分
7時～8時					
8時～9時					
9時～10時	1台	1台		1台	20分
10時～11時					
11時～12時					
12時～13時					
13時～14時					
14時～15時					
15時～16時					
16時～17時					
17時～18時					
18時～19時	1台	1台		1台	20分
19時～20時					
20時～21時					
21時～22時					
合計	3台	3台	0台	3台	
1台当たりの 平均的 処理時間	20分				

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・同時作業可能台数：1台…A
 - ・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×A）…B
 - ・ピーク時処理時間：6時～7時、9～10時、18～19時 延べ20分…C
- B（1時間当たり処理可能時間）>C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画です。

【1日当たり搬出入車両台数】

荷さばき施設 No.	搬出入車両			廃棄物車両…B	総合計（A+B）
	2t車	4t車	計…A		
荷さばき施設①		4台	4台	3台	7台
荷さばき施設②	3台		3台		3台
合計	3台	4台	7台	3台	10台

1.1 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

<規則第4条第1項第8号>

遮音壁等	高さ	厚さ	材質・構造	位置
No.1	2.5m	0.1m	発砲コンクリート (ALC板)	図面7 騒音源及び予測地点配置図
その他、 一般的騒音減対策	設備は点検整備を行い管理します。			図面7 騒音源及び予測地点配置図

1.2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間帯	施設面の 騒音対策	運用面の 騒音対策
駐車場①②： 平面平置駐車場	97台 (117台)	午前8時30分～ 午後10時00分	平滑な路面 としており ます。	店内放送、看板等によ り空ぶかし防止や徐行 運転を呼びかけます。

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	・荷さばき施設は適切な位置に配置し、十分な作業面積を確保することで荷さばき作業時間の短縮を図ります。
荷さばき作業の騒音対策	・搬出入車両の徐行運転と不必要なアイドリングの禁止を周知します。 ・作業人員に騒音防止意識を啓発します。

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面での騒音対策	運用面の騒音対策
屋内（1階）	午前6時00分～午後10時00分	十分な作業面積を確保します。	深夜・早朝における収集作業は行いません。

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

*BGM等の使用の有・無 無

1.3 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面<規則第4条第1項第9号>

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷凍室外機	有	6 台	62.0dB 以下	24 時間	設備は必要最小限の稼働とします。	7.3×4 k w 以下
キュービクル	有	3 台	43.0dB			—
給湯器	有	4 台	47.0dB	8 時 30 分～ 23 時 00 分		1.3kW
空調機室外機	有	17 台	71.0dB 以下	8 時 30 分～ 23 時 00 分		13.7×2+ 12.3 k w 以下
排気口	有	25 口	72.5dB 以下			1.5 k w 以下
給気口	有	4 口	48.0dB			0.38 k w

1.4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠<規則第4条第1項第10号>

予測地点			昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 (午後10時～午前6時)	
	高さ	用途地域（地域の類型）	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A	1.2	第一種中高層住居 専用地域 (A類型)	55	52	45	21
B	1.2			54		35
C	1.2			48		15
D	1.2			46		14

※予測結果の根拠資料は、別添 騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

すべての予測地点において昼間および夜間の等価騒音レベルは環境基準値を下回ります。
 静穏に努めて運用してまいります。近隣の方々より騒音に関するご意見をいただいた場合には状況を確認し、適切に対応いたします。

- 1 5 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第11号>

	予測地点		規制基準値 (dB)	予測結果 (dB)	備考欄
	高さ	用途地域（区域の区分）			
P1	1.8	第一種中高層住居専用地域 （第一種区域）	40	35	冷凍機室外機 05
P2	2.3			37	キュービクル 01

【定常騒音合成値】

音源	店舗敷地境界				備考欄
	予測地点	高さ	規制基準値 (dB)	定常騒音合成値 (dB)	
合成騒音	P1	1.8	40	40	—
	P2	2.3		38	—

※予測結果の根拠資料は別添 騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

当該店舗敷地境界におけるすべての予測地点において騒音レベルの最大値は規制基準値を下回ります。

静穏に努めて運用してまいります。近隣の方々より騒音に関するご意見をいただいた場合には状況を確認し、適切に対応いたします。

- 1 6 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及び その算出根拠<規則第4条第1項第12号>

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積：S (千㎡)		1日あたり 廃棄物排出量：A (指針原単位×S) (t)	平均 保管 日数 ：B (日)	見かけ 比重：C (t/㎡)	排出 予測量： A×B÷C (㎡)
紙製廃棄物等	6,000 ㎡以下	1.206	0.251	1.00	0.10	2.51
	6,000 ㎡超	—	—			
	合計		0.251			
金属製廃棄物等	6,000 ㎡以下	1.206	0.008		0.10	0.08
	6,000 ㎡超	—	—			
	合計		0.008			
ガラス製 廃棄物等	6,000 ㎡以下	1.206	0.007		0.10	0.07
	6,000 ㎡超	—	—			
	合計		0.007			
プラスチック製 廃棄物等	6,000 ㎡以下	1.206	0.024		0.01	2.40
	6,000 ㎡超	—	—			
	合計		0.024			
生ごみ等	6,000 ㎡以下	1.206	0.204		0.55	0.37
	6,000 ㎡超	—	—			
	合計		0.204			
その他の 可燃性廃棄物等	1.206		0.065		0.38	0.17
			—			
	合計		0.065			
必要保管容量合計						5.60

- (2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量
該当なし
- (3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況
該当なし

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

【廃棄物保管施設】

ア 廃棄物保管施設の計画<規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な 容量 (A×B)	保管可能な 面積：A	保管可能な 高さ：B	廃棄物保管施設の 位置
紙製廃棄物等	2.64 m ³	1.76 m ²	1.5m	図面 4-2 建物配置 図及び 1 階平面図 (変更後) 参照
金属製廃棄物等	0.12 m ³	0.08 m ²	1.5m	
ガラス製廃棄物等	0.12 m ³	0.08 m ²	1.5m	
プラスチック製廃棄物等	2.52 m ³	1.68 m ²	1.5m	
生ごみ等	0.45 m ³	0.30 m ²	1.5m	
その他可燃物	0.24 m ³	0.16 m ²	1.5m	
合計	6.09 m ³	4.06 m ²	—	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C) : 9.52 m ² (C≧A)				—

イ リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

紙製廃棄物等、金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等のリサイクル品保管施設は上記廃棄物保管施設と兼用です。

ウ 廃棄物等保管施設の容量（届出容量＝保管可能な容量の合計）

廃棄物保管施設の容量	6.09 m ³
------------	---------------------

廃棄物保管施設の総容量	6.09 m ³ > 5.60 m ³ (指針の予測量合計)
-------------	--

1.7 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

①食品リサイクル法対応	食品廃棄物（パン類、菓子類等）は食品リサイクル法の基本方針に基づき、発生の抑制・減量・再生利用に努めます。
②容器包装リサイクル法対応	ダンボール、空き缶、ペットボトル、発泡スチロールの容器包装について再資源化に取り組みます。
③家電リサイクル法対応	該当なし
④小型家電リサイクル法対応	使用済み小型家電は適正に運搬、収集および再資源化を行います。
⑤資源有効利用促進法対応 (パソコン等)	該当なし

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	コンテナによる搬入を行い搬入に伴う廃棄物の削減に努めます。
②営業活動における取組	過剰梱包を廃止し、廃棄物の減量に努めます。
③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	レジ袋、梱包資材の削減に努め、簡易包装を推進し、廃棄物の減量化に努めます。
④その他取組	紙製廃棄物のリサイクル可能な廃棄物は専門業者に委託してリサイクルします。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	敷地外処理・再資源化 (再生紙等)	未定 (指定業者より選 定中)
金属製廃棄物等	100%	敷地外処理・再資源化 (金属材料等)	
ガラス製廃棄物等	100%	敷地外処理・再資源化 (ガラス材料等)	
プラスチック製 廃棄物等	100%	敷地外処理・再資源化 (再生燃料等)	
生ごみ等	50%	敷地外処理・再資源化 (再生燃料等)	
その他 可燃性廃棄物等	0%	敷地外処理・焼却	

(2) 食品加工場等計画

加工の具体的内容	鮮魚、精肉、惣菜、青果等の小分け、カット、包装等。
悪臭対策	換気扇や排気口を適宜清掃し、臭気の発生等を抑制します。
汚水対策	排水管を適宜清掃し、汚水の停滞を予防します。

1 8 防災・防犯対策への協力

(1) 防災対策

防災協定等締結(予定)の有無	無
締結(予定)協定の内容	—
協定以外の防災対策への協力	災害時、物資提供等の要請がある場合は可能な範囲で協力します。

(2) 小売店舗に係る防犯対策

・従業員が適宜巡回を行い、事件・事故の予防に努めます。 ・店内各所に防犯カメラを設置します。

(3) 併設施設における防犯対策・非行防止策

該当なし

1 9 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

【計画等名】船橋市屋外物広告条例
【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】 ・条例に基づいた計画として、極力落ち着いた色調の外観とします。

- (2) 敷地内の緑化計画
緑地の設置はありません。

- (3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	店舗敷地内	
照明灯の方向	駐車場内を照射、広告灯の照明は道路へ照射します。	
照明の強さ	周辺への悪影響が無いよう配慮します。	
点灯時間	日没より駐車場利用時間終了時まで。(広告塔照明は閉店まで。)	
光害対策	周辺住居に対して照射角度や照度に配慮します。	

- (4) その他、景観への配慮

特記すべき事項	—
---------	---

- 2 0 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	混雑が予想される場合には、交通整理員を適宜配置します。
夜間照明の設置	有

- 2 1 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

・従業員の地元雇用の促進に努めます。 ・災害発生時は積極的に地域住民の利便性確保に努めます。

2 2 届出事項比較表

届出事項		変更前	変更後
店舗面積		1, 320 m ²	1, 206 m ²
駐車場の位置 及び収容台数	位置	図面 4-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)	図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)
	収容 台数	駐車場①6 台、駐車場②91 台 計 97 台 (別途、従業員用 20 台)	変更なし
駐輪場の位置 及び収容台数	位置	図面 4-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)	図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)
	収容 台数	駐輪場 11 台	変更なし
荷さばき施設の 位置及び面積	位置	図面 4-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)	図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)
	面積	荷さばき施設① 27 m ² 荷さばき施設② 22.1 m ² 合計 49 (49.1) m ²	変更なし
廃棄物等保管施の 位置及び容量	位置	図面 4-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)	図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)
	容量	廃棄物保管施設 6 m ³	変更なし
開店時刻及び閉店時刻		開店時刻：午前 9 時 00 分 閉店時刻：午後 8 時 00 分	開店時刻：午前 9 時 00 分 閉店時刻：午後 9 時 45 分
来客が駐車場を 利用することができる 時間帯		駐車場①、② 午前 8 時 30 分～ 午後 8 時 30 分	駐車場①、② 午前 8 時 30 分～ 午後 10 時 00 分
駐車場の自動車の 出入口の数 及び位置	数	駐車場① 3 か所、 駐車場② 2 か所 計 5 か所	変更なし
	位置	図面 4-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)	図面 4-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)
荷さばきを 行うことができる時間帯		午前 6 時 00 分～ 午後 10 時 00 分	変更なし